

大山町農業経営改善計画認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に基づき大山町が行う農業経営改善計画の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 農業経営改善計画の認定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業経営改善計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成18年8月31日策定、平成26年9月30日変更。以下「基本構想」という。）の第2農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標に掲げる目標とする水準「主たる従事者の年間労働時間：概ね1,800時間」、「主たる従事者一人当たりの年間農業所得：概ね350万円以上」を上回る見込みが確実であること。
 - (2) 目標を達成するために必要な措置、農業経営の構成に関する事項が適切であること。
 - (3) 基本構想に掲げる具体的指標及び営農累計型別農業経営指標の達成が可能な計画であること。
- 2 モデル類型の町の設定以外の類型については、県の類型を参考にしながら大山町農林水産業関係の審査会設置要綱（令和2年4月1日施行）の規定により設置される大山町の農林水産業関係における審査会（以下「審査会」という。）で協議する。

(申請者の要件)

第3条 農業経営改善計画の認定を受けることのできる農業者（以下「申請者」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 大山町在住の者又は大山町内の農用地において農業を行っている者。
 - (2) 農業経営改善計画を作成し、農用地利用権設定等による経営改善の意志があること。
 - (3) 農業に対する意欲と技術を持ち、企業的経営に基づく先進的な農業経営を目指していること。
 - (4) 地域農業の担い手として、信頼される人間性などを兼ね備えていること。
- 2 家族経営協定を締結し、共同経営を行っている夫婦等については、共同での農業経営改善計画の認定申請をすることができる。

(認定の申請)

第4条 申請者は、農業経営改善計画申請書（別記様式第1号）に計画目標年次を5年として必要事項を記入し町長へ提出するものとする。

(農業経営改善計画認定の手続)

第5条 町長は前条の規定による申請書を受理した場合には、審査会において申請内容を審査し、その結果適当と認められる場合には、農業経営改善計画を認定する。

2 町長は、認定の適否の判断を行うために必要な資料として、次の事項のわかるものを申請者

に求めることができる。

- (1) 現状の経営収支が分かるもの
- (2) 目標年度の経営試算
- (3) 機械・施設等の現在の保有状況

3 町長は、農業経営改善計画を認定した場合は、認定した旨を当該申請者に通知するとともに、農業経営改善計画認定書（別記様式第3号）を交付し、認定しない場合は、農業経営改善計画不認定通知書（別記様式第5号）を交付する。

4 認定の有効期間は、農業経営改善計画の認定をした日から起算して5年とする。

（農業経営改善計画の変更の認定）

第6条 農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）が、次の各号に該当する農業経営改善計画の変更を行う場合は、農業経営改善計画変更認定申請書（別記様式第2号）に必要な事項を記入し、変更後の農業経営改善計画認定申請書を新たに作成し、既に認定されている農業経営改善計画を添付して、町長に提出するものとする。

2 前条の規定は、計画の変更の認定について準用する。この場合において、町長は、認定農業者に農業経営改善計画変更認定書（別記様式第4号）を交付する。

3 農業経営改善計画の変更認定に係る有効期間は、変更前の認定期間の残余期間とする。

（農業経営改善計画認定の取消し）

第7条 町長は、認定農業者が次のいずれかに該当する場合は、法第13条第2項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消すことができる。

(1) 農業経営改善計画が、認定基準に該当しないと認められるに至ったとき。

(2) 認定農業者が、農業経営改善計画に従って目標を達成するためにとるべき必要な措置を講じていないと認めるとき。ただし、病気又は災害などのやむを得ない理由により営農を休止する場合を除く。

(3) 認定農業者が、農業経営改善計画認定辞退届（別記様式第6号。以下「辞退届」という。）を町長に提出したとき。

2 前項第1号及び第2号の規定に基づき認定の取消しを行う場合は、審査会の意見を求めるものとする。

3 町長は、第1項第1号の規定により認定の取消しを行うときは、農業経営改善計画認定取消通知書（別記様式第7号）により、同項第3号により辞退届を受理したときは、農業経営改善計画認定辞退届受理通知書（別記様式第8号）によりその者に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

大山町長 殿
鳥取県知事 殿
中国四国農政局長 殿
農林水産大臣 殿

申請者	住所		連絡先	
	フリガナ		フリガナ	
	個人・法人名		代表者氏名 (法人のみ)	
	生年月日・ 法人設立年月日		法人番号	

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画													
①農業経営体の営農活動の現状及び目標													
（1）営農類型													
現 状						目 標（ 年）							
<input type="checkbox"/> 稲作 <input type="checkbox"/> 麦類作 <input type="checkbox"/> 雑穀・いも類・豆類 <input type="checkbox"/> 工芸農作物 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹類 <input type="checkbox"/> 花き・花木 <input type="checkbox"/> その他の作物（ ） <input type="checkbox"/> 複合経営						<input type="checkbox"/> 稲作 <input type="checkbox"/> 麦類作 <input type="checkbox"/> 雑穀・いも類・豆類 <input type="checkbox"/> 工芸農作物 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹類 <input type="checkbox"/> 花き・花木 <input type="checkbox"/> その他の作物（ ） <input type="checkbox"/> 複合経営							
<input type="checkbox"/> 酪 農 <input type="checkbox"/> 肉用牛 <input type="checkbox"/> 養 豚 <input type="checkbox"/> 養 鶏 <input type="checkbox"/> 養 蚕 <input type="checkbox"/> その他の畜産（ ）						<input type="checkbox"/> 酪 農 <input type="checkbox"/> 肉用牛 <input type="checkbox"/> 養 豚 <input type="checkbox"/> 養 鶏 <input type="checkbox"/> 養 蚕 <input type="checkbox"/> その他の畜産（ ）							
（2）農業経営の現状及びその改善に関する目標													
		現 状		目 標（ 年）				現 状		目 標（ 年）		主たる従 事者の人 数	人
年間所得		万円		万円		年間労働時間		時間		時間			
主たる従事者1人 当たりの年間所得		万円		万円		主たる従事者1人 当たりの年間労働時間		時間		時間			
②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標													
（1）生産										（2）農畜産物の加工・販売その他の 関連・附帯事業（売上げ）			
作目・部門名 (耕 種)		現 状		目 標（ 年）		作目・部門名 (畜 産)		現 状					目 標（ 年）
		作付面積 (a)	生産量	作付面積 (a)	生産量			飼養頭数 (頭、羽)	生産量	飼養頭数 (頭、羽)	生産量	事 業 内 容	現 状
										万円	万円		
										万円	万円		
										万円	万円		
										万円	万円		

(備考)

- 1 本申請書に記載された内容は、農業経営基盤強化促進法第30条の2の規定に基づき、国（農林水産大臣）、都道府県、市町村及び農業委員会が、同法の施行に必要な限度で、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することがある。
- 2 夫婦、親子等が共同で一の農業経営改善計画の認定を申請する場合には、申請者欄の「個人・法人名」欄に全員の氏名、フリガナ及び生年月日を連記する。
- 3 ①の「(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標」欄は、農畜産物の生産及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得について、現状及び5年後の目標を「年間所得」欄に記載する。
また、年間労働時間については、農畜産物の生産及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る労働時間について、現状及び5年後の目標を「年間労働時間」欄に記載する。
- 4 「②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア (2)の「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業(売上げ)」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造、作業受託、(4)農泊、農業体験事業等について記載する。
 - イ (3)の「ア農用地」及び「イ農業生産施設」欄には、申請者の農業経営上重要と考えられる農用地及び農業生産施設を記載する。
 - ウ (3)アの「その他」欄には、特定作業受託(作目別に、主な基幹作業(水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業を受託することをいう。)を行う農地((1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。))の面積のみを記載する。
 - エ 「経営面積合計」欄には、「所有地」欄、「借入地」欄及び「その他」欄の面積の合計を記載する。
- 5 「③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置」欄には、農用地の利用条件(ほ場の区画の大きさ、団地化)、作目・部門別合理化の方向その他の生産方式の合理化について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。

- 6 「④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置」欄には、簿記記帳等の会計処理、経営内役割分担、経営の法人化等について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。
- 7 「⑤農業従事の態様等の改善に関する現状と目標・措置」欄には、人材確保に向けた就業規則等の整備、相続・経営継承に関する取組等について、現状、目標及びその達成のための措置を記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 8 「⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置」欄には、農業近代化資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、予定貸付額等を記載する。
- 9 農業経営基盤強化促進法第12条第3項に規定する措置（関連事業者等が申請者の農業経営の改善のために行う措置）を記載する場合には、「⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置」欄に記載する。この場合、以下の点に留意すること。
- ア 同法第14条第1項の規定による出資の特例を活用するため、当該措置として関連事業者等による出資を記載する場合には、出資する者の氏名又は名称、出資する者ごとの出資の額及び比率、出資する者が権利を有している経営農地が所在する市町村の名称を記載する。
- イ アに加え、同法第14条第2項の規定による役員の仕事日数の特例を活用するため、親会社の役員を申請者の役員として兼務させる場合には、当該親会社の名称、当該親会社が同法第12条第1項の認定を受けた市町村等の名称、当該親会社が権利を有している経営農地が所在する市町村の名称、本特例の対象とする兼務役員の氏名、当該兼務役員の親会社における農業従事日数及び子会社における農業従事日数を記載する。
- 10 「(参考) 経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事時間等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年以内に離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年以内に経営に参画する見込みの者についても記載する。
- ア 「氏名（法人経営にあっては役員の仕事日数）」欄には、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の仕事日数を記載する。
- イ 「代表者との続柄（法人経営にあっては役職）」欄には、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。

(参考様式)

経営収支計算書

(単位:円)

区分		現状 (年実績)	目標 (5年後 年)	
収入金額	販売金額	品目 1 ()		
		品目 2 ()		
		品目 3 ()		
		品目 4 ()		
		品目 5 ()		
	販売金額 (小計)		1	
	家事・事業消費		2	
	雑収入		3	
	農産物の 棚卸高	期首	4	
		期末	5	
計 (1+2+3-4+5)		6		
経費	経費 (小計)		7	
	農産物以外 の棚卸高	期首	8	
		期末	9	
	果樹等の育成費用		10	
	計 (7+8-9-10)		11	
農業所得 (6-11)		12		
(参考) 専従者給与				

※3は、作業受託収入や補助金を含む。

※7は、農業生産・販売に係る経費の合計額を記入する。

※12の金額を、農業経営改善計画認定申請書の「年間所得」に転記する。

主な所有機械 (現状)

所有機械等	台数	規模・能力	備考

※現在所有している主な機械等を記入する。(償却資産台帳の写しを添付でも可)。

(別記様式第2号)

年 月 日

大山町長 様

申請者
住 所
氏 名

農業経営改善計画変更認定申請書

大山町農業経営改善計画認定要領第5条に基づき、年 月 日に認定された農業経営改善計画について、下記の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

農業経営改善計画認定番号	— 号
農業経営改善計画認定年月日	年 月 日
認定の有効期限	年 月 日
変更理由	
主な変更点	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・農業経営改善計画（認定済み）・農業経営改善計画認定申請書（変更後）

(別記様式第3号)

農業経営改善計画認定書

様

大山町長

年 月 日付で申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により認定します。

認定番号	— 号
認定日	年 月 日
認定の有効期限	年 月 日

(別記様式第4号)

農業経営改善計画変更認定書

様

大山町長

年 月 日付で変更申請のあった農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進法第12条および第13条1項の規定により認定します。

認定番号	— 号
変更認定日	年 月 日
認定の有効期限	年 月 日

(別記様式第5号)

第 年 月 日 号

様

大山町長

農業経営改善計画不認定通知書

年 月 日付で申請のあった農業経営改善計画は、下記の理由により農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条4項に掲げる要件を満たすことができないと判断されたため、認定できないことを通知します。

記

認定できない理由	
----------	--

(別記様式第6号)

年 月 日

大山町長 様

申請者
住 所
氏 名

農業経営改善計画認定辞退届

大山町農業経営改善計画認定要領第4条に基づき、 年 月 日に認定された農業経営改善計画について、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

農業経営改善計画認定番号	— 号
農業経営改善計画認定年月日	年 月 日
認定の有効期限	年 月 日
辞退する認定農業者名	
辞退理由	<ul style="list-style-type: none">・死亡により・高齢により・病気により農業を続けることが困難なため・その他 ()

※認定農業者が死亡した場合は、その家族が申請するものとする。

(別記様式第7号)

第 年 月 日

様

大山町長

農業経営改善計画認定取消通知書

年 月 日付で認定した農業経営改善計画について、下記の理由により取消要件に該当しますので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の2第2項の規定に基づき認定を取り消したので通知します。

記

農業経営改善計画認定番号	— 号
農業経営改善計画認定年月日	年 月 日
認定の有効期限	年 月 日
農業経営改善計画認定取消年月日	年 月 日
取消理由	

注

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大山町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大山町長を被告として（訴訟において大山町を代表するものは大山町長となります）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

(別記様式第8号)

第 年 月 日

様

大山町長

農業経営改善計画認定辞退届受理通知書

年 月 日付で届け出のあった農業経営改善計画認定辞退届について、受理しましたので通知します。

記

農業経営改善計画認定番号	— 号
農業経営改善計画認定年月日	年 月 日
受理日	年 月 日